

宮窪石文化運動公園（令和元年10月1日以降使用分より適用）

1 有料施設（石文化伝承館及び学習館）使用料

施設区分		使用時間	使用料
多目的ホール		1時間までごとに	410円
	照明施設	1時間までごとに	410円
	冷暖房施設	1時間までごとに	2,040円
研修室		1時間までごとに	340円
	冷暖房施設	1時間までごとに	200円
会議室		1時間までごとに	80円
	冷暖房施設	1時間までごとに	40円
学習室		1時間までごとに	360円
	冷暖房施設	1時間までごとに	210円
展示スペース		1時間までごとに	330円
	冷暖房施設	1時間までごとに	190円
設備	放送施設（1式）	1日	1,120円
	ステージ（照明施設を含む。）（1式）	1日	2,240円
	電源コンセント（1口）	1日	200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、照明施設、冷暖房施設及び設備を除く。
- 3 多目的ホールの2分の1以下の部分を使用する場合の使用料は、所定の使用料の半額とする。ただし、冷暖房施設及び設備を除く。
- 4 多目的ホールを使用する中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、照明施設、冷暖房施設及び設備を除く。

5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 有料施設（屋外施設）使用料

施設区分		使用時間	使用料
野球場		1時間までごとに	410円
多目的グラウンド		1時間までごとに	490円
	夜間照明施設	1時間までごとに	2,140円
ゲートボール場（1面）		1時間までごとに	200円
器具	電源コンセント（1口）	1日	200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、夜間照明施設及び器具を除く。
- 3 多目的グラウンドの半面以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。
- 4 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設及び器具を除く。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。